

堺市と独立行政法人都市再生機構との包括連携に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互に連携することで、「めざすべき都市像」の実現に取り組む甲及び「未来に、つながるまちづくり」を進める乙の取り組みをより一層加速させるため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 活力あふれる都市・持続可能な脱炭素都市の構築に関すること
 - (2) 住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市の構築に関すること
 - (3) 安全で安心して暮らせる都市の構築に関すること
 - (4) その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと
- 2 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取り組みを効果的に実施するため、必要な情報共有を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。

（機密の保持）

第2条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲または乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（疑義）

第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ定める。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月31日

堺市堺区南瓦町3番1号

甲 堺市

堺市長 永藤 英機

大阪市城東区森之宮1丁目6番85号

乙 独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長 村上 卓也